



市 章

大津市公報

令 和 5 年 2 月 10 日
号 外 (第 4 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 監 査 委 員 告 示

- 1 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査(随時監査(工事監査))の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月10日

大津市監査委員 土 屋 薫
同 津 田 穂 積
同 山 本 久 子
同 浅 井 貴 博

工事の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 福祉部子ども未来局子ども・若者政策課
- 2 監査執行日 令和4年7月29日
- 3 監査の結果

監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部、予定価格が130万円を超えないため地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定により随意契約された工事(以下「小額工事」という。)において、以下に述べるように、発注仕様及び完工検査が不適正な事案が1件確認された。

発注仕様については、仕様書にコンクリートガラの積込み、取壊し、運搬などを行うための各機械の機種、運搬の距離、コンクリートガラの処分先などの条件明示がされていなかった。また、コンクリートガラの数量についても違算があり現状との差異が見受けられた。さらに、完工検査においては、見積書でコンクリートの取壊作業を「資材置場で50×50×50cm以下に取壊し(小割作業)を行う」とされているにもかかわらず、提出された写真では処分場において取壊作業が行われており見積りの前提とは異なっていたが、実態について確認を行うことなく完工を認めていた。

については、「大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」(平成22年1月4日制定。最終改正令和4年3月31日)で定められている内容を遵守し、小額工事の発注仕様(見積依頼先への正確な条件明示)の作成及び検査業務(見積書に計上された内容の確実な履行確認)などの適正な事務執行に努められたい。

- 4 措置状況報告日 令和5年1月23日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

発注仕様が不適正であったことについては、過去の同種の工事の仕様を参考に、条件が不明瞭とならないよう注意するとともに、数量を算出する場合には複数の職員による検算を徹底するようにしました。また、原因の一つとして、指摘のあった小額工事とは別の工事の発注が後に控えており、仕様書の準備のための期間が短かったことが考えられることから、今後は、仕様の内容の確認をするための十分な時間を確保するため、早期に仕様書の作成に着手するよう努めます。

完工検査が不適正であったことについて、今後は、業者から提出された写真及び報告書が、仕様書、見積書等の内容と整合しているかを入念に確認し、疑義がある場合には業者に確認するとともに、必要に応じて現地での実態確認を行うことを徹底することにより、適正な完工検査を実施します。